

福山市施設園芸用燃油価格高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際的な原材料価格の高騰によるエネルギーコスト上昇に対し、経営への影響が特に大きい施設園芸農家が使用する暖房用燃料の価格高騰分の一部を支援することと、経営の安定・継続を図るため、福山市施設園芸用燃油価格高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ各号に定めるものとする。

- (1) 「施設園芸農業」とは、温室、ビニールハウス及びこれらに類するものを利用して野菜、花き、果樹及びその他の園芸作物を生産することをいう。
- (2) 「園芸用施設」とは、施設園芸農業を行うための温室、ハウス等の施設のことをいう。
- (3) 「加温用燃料」とは、施設園芸農業において加温のために使用する燃料のことをいう。
- (4) 「補助対象期間」とは、2024年(令和6年)10月1日から2025年(令和7年)3月31日の間をいう。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市内の園芸用施設の加温用燃料の購入に係る費用（以下「加温用燃料購入費」という。）とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住する者又は市内に主たる事務所を置く法人であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランに位置付けられた中心経営体又は市内に10アール以上の加温栽培を行う園芸用施設を有する者
- (2) 補助対象経費に関して、国、県、市及び各種支援機関が実施する他の制度から補助を受けていない者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 福山市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間における園芸用施設の加温用燃料購入費の価格高騰分とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除く。

(補助率及び補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、10アール当たり70,200円（百円未満は切り捨てるものとする。）を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる書類を2025年(令和7年)6月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書兼報告書(様式第2号)
- (3) 収支予算書兼決算書(様式第3号)
- (4) 燃油等の購入日、購入量が確認できる書類(写し)
- (5) 誓約書(様式第4号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付については、補助対象期間内で分割して申請することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、市長はその内容を審査するとともに必要に応じて現地調査、その他必要な調査を行うものとする。

2 前項の審査及び調査の結果、適当と認めるものについて予算の範囲内で補助金額を確定し申請者に「補助金交付決定通知書兼確定通知書」(様式第5号)を交付するものとする。

(補助金の交付手続)

第9条 申請者は前条第1項の規定による決定通知を受けた場合は、速やかに補助金交付に関する請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(書類の様式)

第10条 この要綱に規定する書類の様式は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年(令和4年)3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年(令和4年)11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年(令和5年)4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年(令和6年)1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。